

昭和五十年七月二日

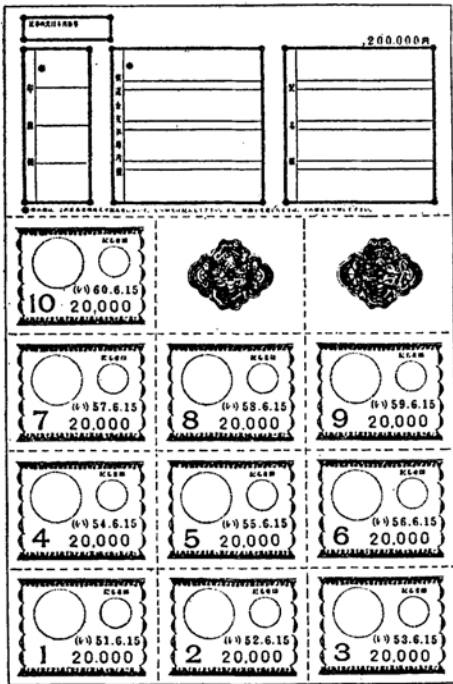
第二回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第二項の規定により発行する第二回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

寸法	全体	縦 三百二十四ミリメートル 横 二百十三ミリメートル
	本券	縦 百ミリメートル 横 二百十三ミリメートル
	駈札	縦 五十六ミリメートル 横 七十一ミリメートル
用紙	すき入 「大蔵省印」の白すきちらし	
表	彩紋、唐草模様及び「駈札」の文字 地模様 「記名」、記号の文字、大蔵大臣の印章及び 渡し期を表わす文字 「日本政府」の文字 番号及びその他の文字	緑色 淡かつ色、淡緑色及び淡紫色 赤色 白抜 黒色
裏	彩紋、唐草模様及び文字	緑色
その他	各駈札に切取り用刷り目打ち	

（備考）第二回特別弔慰金国庫債券のひな形は、次図の通りである。



(表)
(面)



(裏)
(面)